

特定実験試験局制度に関する特例 ～電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮～

(特定実験試験局制度に関する特例事業 平成28年1月20日 総務省総合通信基盤局通達 総基電第11号)

特例措置前

- 免許申請前の実験で使用する周波数や使用可能な地域等の調整に関しても、各関係機関と段階的に調整を行う必要があり、内容に係る総務大臣の公示まで一定の時間を要する。
- 免許申請書類も申請後に確認を行うため、申請から発給まで1～2週間の時間を要する。

ニーズ

○ドローンなどの小型無人機の活用や、新たな無線システムの製品開発において、実証試験を行う場合に必要となる無線局免許手続きの迅速化が求められていた。

特例措置

- 実験に使用する周波数や地域等について、区域会議の下で関係者間の調整を効率的に実施し、区域会議の「確認」後、内容に関して速やかに総務大臣の公示を行う。
- 調整段階から申請書類の「特別事前確認」を平行して実施することで、申請から原則「即日」で免許発給が可能となる。

※特区における特定実験試験局の周波数等の選定においては、区域会議の下に設置する特定実験試験局に係る調整のための会議において、実証実験に使用する周波数及び空中線電力、地域及び期間、**他の無線局**に対する混信その他の妨害を防止するために必要な具体的措置等の必要事項について確認を行い、他の無線局に混信その他の妨害を与えないと認められる周波数等について行う。(総務省通達 総基電第11号 平成28年1月20日)

効果

- 小型無人機などの近未来技術の実証実験の促進。
- ベンチャー企業などの活発な製品開発の促進。